慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | ソーシャルメディア・プラットフォームのコンテンツ・モデレーションと「表現の自由」：フロリダ州法SB7072に対する連邦地裁の仮差止命令を題材に |
| Sub Title | Content moderation and "freedom of expression" on social media platforms : the case of the district court's preliminary injunction against Florida statute SB7072 |
| Author | 水谷, 瑛嗣郎(Mizutani, Eijirō) |
| Publisher | 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 |
| Publication year | 2022 |
| Jtitle | メディア・コミュニケーション : 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.72 (2022. 3) ,p.27- 40 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特集1 : インターネット時代のメディア法の行方II |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20220300-0027 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ソーシャルメディア・プラットフォームのコンテンツ・モデレーションと「表現の自由」

## ――フロリダ州法 SB7072 に対する連邦地裁の仮差止命令を題材に――

水谷瑛嗣郎

## Ⅰ．はじめに

私たちの日々のコミュニケーションをささえるものとして，いまや「ソーシャルメディア」はなくてはならない存在になりつつある。この「現代のパブリックスクエア」[1]においては，毎日数えきれないほどのコンテンツがユーザーによって投稿され，それと同時に「削除」されてもいる。現在，多くのソーシャルメディア・プラットフォーム事業者（以下，ソーシャルメディア・プラットフォームと呼ぶ）は，自社の場に流通するコンテンツを「監視」し，違法または自社のポリシーに違反するコンテンツの削除を行い，違反を繰り返すユーザーのアカウントを凍結するといった手法を用いた「適正化」に余念がない。こうしたソーシャルメディア・プラットフォームによるコンテンツの監視及び適正化は，しばしば「コンテンツ・モデレーション」と呼ばれている。

この点，昨今の我が国では，SNS 上での誹謗中傷対策が目下の課題となっており，プロバイダ責任制限法の改正によって，発信者情報開示に「新たな裁判手続き」が設けられ，名誉毀損をはじめとする権利侵害を受けた被害者が司法による救済（民事上の損害賠償請求等）を受けるプロセスが簡便化された[2]。しかしながら，ネット上におけるコンテンツの量的規模を考えた場合，被害をいち早く治めるためにもこうした「コンテンツ・モデレーション」は，今後ますます重要な役割を担うことになるだろう。

しかしながら問題は，こうしたコンテンツ・モデレーションが，それを受ける側からしばしば「検閲（censorship）」と呼ばれる場合があることである。もちろんここでいう「検閲」は，法律用語として，憲法上禁止されている「検閲」を意味するわけではない。そもそも，こうしたソーシャルメディア・プラットフォームは，「政府」ではない。しかしながら，例えばワシントン・ポスト紙も，ソーシャルメディアのコンテンツ・モデレーションが現代における「検閲」に相当するものと言えるかについてとりあげている[3]。

本稿は，コンテンツ・モデレーションが「検閲」と法的に呼ばれるべきかを議論するも

のではなく，むしろそうしたコンテンツ・モデレーションをソーシャルメディア・プラットフォームの有する機能のひとつと捉えたうえで，その機能がソーシャルメディア・プラットフォームの憲法上の地位とどのように関連付けられ，政府による規制からどの程度保護されるのかを検討する。そのための参考軸として，近時アメリカのフロリダ州で制定された州法 SB7072 と，その規定をめぐる連邦地方裁判所の仮差止命令をとりあげ，簡単ながらその評釈を行うものである。

## Ⅱ．背景―コンテンツ・モデレーションとそれをめぐる政治的対立

### （1）オンライン検閲の防止に関する大統領令

上述した通り，ソーシャルメディア・プラットフォームの「コンテンツ・モデレーション」はしばしば「検閲」として非難を受けることがある。世界的に有名なフォトジャーナリズム作品である「ナパーム弾の少女」が，「ヌード（または児童ポルノ）」扱いされ，Facebook にモデレートされた一件が，大きな議論を巻き起こしたことは有名である[4]。

ところが近年のアメリカにおいては，こうしたコンテンツ・モデレーションのあり方をめぐって政治的対立が引き起こされているように見受けられる。例えば，検索エンジンの Google は，その検索結果の表示ランキングをめぐって，連邦議会で議員たちから執拗に追求を受けてきたことが指摘される。特に保守派の議員たちは，Google，Twitter，Facebook といったソーシャルメディア・プラットフォームが「リベラル派」の味方であり，「保守派」のコンテンツを不利に扱っているとたびたび主張してきた[5]。こうした「陰謀論（conspiracy theory）」は，それを示す証拠がほぼ無いにもかかわらず，オルタナ右翼や主流保守派によって主張され，「少なくとも 2016 年から不意に現れてきた」という[6]。

こうした動きの中で姿を現したのが，2020 年当時アメリカ大統領だったドナルド・トランプによるソーシャルメディアを標的とした大統領令 13925 号「オンライン検閲の防止（Preventing Online Censorship）」である[7]。この大統領令が出される直前，トランプ大統領は自身のツイートに，Twitter から警告スタンプをつけられる事態に陥っていた。このツイートは，彼が先の大統領選において盛んに喧伝していた根拠のない郵便投票の不正に関する内容のものであった[8]。大統領令は，その第 1 条（Section.1）で，「表現の自由を長い間大切にしてきたこの国において，我々は，限られた数のオンライン・プラットフォームに，アメリカ人がインターネット上でアクセスし，伝達することのできる言論を，都合よく選別させることを許すことはできない。このような実践は，基本的に反アメリカ的であり，反民主的である」としたうえで，「大規模かつ強力なソーシャルメディア企業が，彼らの賛同しない意見を検閲する場合，彼らは危険な力を行使することになる」と指摘している。そして，ソーシャルメディアについて，「多くの点で 21 世紀のパブリックスクエアと同等のもの（a 21st century equivalent of the public square）として機能している」と，明らかに Packingham v. North Carolina 連邦最高裁判決の「現代のパブリックスクエア」というフレーズを意識した評し方をしつつ，Twitter 社を政治的に偏向していると名指しで批判し，「オンライン・プラットフォームの透明性と説明責任」を追求するものとして，通信品位法 230 条の解釈を限定し，連邦通信委員会（FCC）に規則制定を要請している。

この点，ソーシャルメディア・プラットフォームによるコンテンツ・モデレーションは，アメリカの通信品位法 230 条によって支えられてきた部分がある。ジェフ・コセフは「この条項によりオンライン・サービスがよかれと判断すればユーザー・コンテンツをモデレート〔監視／適正化〕するという動きも推進されている」ことを指摘する[9]。もっともこの大統領令は，「権限がない機関に規則制定を指示する等を規定しており，政治的パ

フォーマンス」[10]に過ぎないと考えられ，アメリカの法律家の間では実効性に乏しく，「こけおどし」と思われていたようである[11]。実際，「FCC はインターネットを規制する広範な権限を欠いており」，大統領令で提示されている規則は，「230 条の原文および目的と矛盾して」いるため，プラットフォームが「有害なコンテンツを除去する努力に負担をかける」ことになり，「有益な言論を増やすどころか，減らすことにつながる」と指摘されている[12]。この大統領令をめぐっては，Center for Democracy & Technology が原告となり，修正 1 条違反を理由として大統領令の無効と差止めを求めた訴訟が起きたが，連邦地裁の略式意見（memorandum opinion）の冒頭で，「大統領令 13,925 号は，現時点において，何をしないかという点で最も注目に値する。CDT（または他の民間企業）に何らの義務も課さず，官僚に立法の可能性に向けて予備的な措置を取るよう指示しているに過ぎない」ものであると評され，その結果，原告はスタンディングを満たさないとされ棄却されている[13]。（なお 2022 年 2 月現在は，同大統領令は，バイデン大統領によって廃止され，機能を失っている[14]。）

### （2）トランプ前大統領のソーシャルメディア・アカウント凍結

加えて，ソーシャルメディア・プラットフォームによるコンテンツ・モデレーションについて議論を巻き起こす重大な出来事が起こっている[15]。2021 年 1 月 6 日 14 時 15 分ごろ（米東部時間），連邦議会議事堂を複数の暴徒が襲撃する事件が発生した。そのきっかけは，トランプ大統領（当時）がホワイトハウス近郊で行っていた抗議集会であった。よく知られているようにこの当時からトランプ大統領は，根拠不明な「選挙不正」を指摘し，「（選挙を）盗むのをやめろ（stop the steal）」という主張を繰り返してきたが，彼は演説の中で，そうした主張を信じ，集まった支持者に対して今まさに新大統領の選出手続きを進めていた連邦議会議事堂に向かうよう促したのである。つめかけた群衆の一部は，連邦議会議事堂に侵入し，その結果として複数の死者まで出す惨事となった。

問題はそのあと，トランプ大統領のソーシャルメディア・アカウントが次々と凍結される事態が起きたことである。例えば，トランプ大統領の Twitter アカウント（@realDonaldTrump[16]）は，事件直後に投稿されたトランプ大統領から支持者に向けたメッセージ動画に警告スタンプ[17]を付与し，その後に投稿の削除とアカウントの一時凍結を行った。翌 1 月 7 日，アカウントは復活するが，その後の 1 月 8 日に，トランプ大統領は支持者の群衆に対して不当に扱われることはないと宣言した投稿と，自分はバイデン新大統領の就任式にいかないという旨の投稿を行ったところ，この二つの投稿を理由に，Twitter アカウントを永久凍結されるに至っている[18]。Twitter 社の説明によれば，この投稿は Twitter の暴力賛美ポリシー（Glorification of Violence policy）[19]に違反すると考えられたためである[20]。これ以外にも，トランプ大統領の Facebook アカウントも 1 月 7 日には凍結されていた[21]ほか，“Make America Great Again” のロゴ入り帽子などを販売していた自身の公式ストアでトランプ・オーガニゼーションが運営する TrumpStore.com と，トランプキャンペーンの公式ストアも，e コマース・プラットフォームの Shopify から規約違反を理由に追放されている[22]。加えて，トランプ大統領の支持者が活用していた Parler と呼ばれる SNS は，GooglePlay や AppleStore からアプリを締め出され，Amazon の運営するクラウドサービス AWS からも規約違反を理由に，サーバーの利用を停止された[23]。

こうしたソーシャルメディア・プラットフォームによるトランプ大統領（とその支持者）に対する「デプラットフォーム（deplatform　後述）」の動きはやがて保守派の反発を招き，後述するフロリダ州法 SB7072「技術における透明化法（Transparency in Technology Act）」の制定にも影響を及ぼしたのではないかと考えられる[24]。

## Ⅲ．NetChoice, LLC v. Moody（2021）[25]

### （1）フロリダ州法 SB7072[26]

2021 年 5 月 24 日，フロリダ州議会を通過した SB7072 は，同州知事の承認がなされ[27]，同年 7 月 1 日に発効される予定であった。同法は，主として 4 つの条項（Section）から構成されており，第 1 条は議会の所見，第 2 条（§106.072）はソーシャルメディアが行う政治候補者に対する「デプラットフォーム」の制限，第 3 条（§287.137）はフロリダ州独占禁止法違反および公的機関との取引権の制限及び停止等，第 4 条（§501.2041）はソーシャルメディア・プラットフォームが実装しているコンテンツ・モデレーションやアルゴリズム等に対する制限について規定している。本稿では，後述の仮差止命令とも関係が深い，§106.072 と §501.2041 の二つを中心に紹介する。

まず，本法でいう「ソーシャルメディア・プラットフォーム」は，「インターネットプラットフォームまたはソーシャルメディアサイトを含むコンピュータサーバへの複数のユーザーによるコンピュータアクセスを提供または可能にする」もの，「個人事業主，共同経営会社，有限責任会社，法人，協会，またはその他の法人として運営されている」もの，「州内でビジネスを行っている」もので，かつ「年間総収入が 1 億ドルを超えていること」または「全世界で月間 1 億人以上の個人プラットフォーム参加者がいること」のいずれかの基準値を少なくとも 1 つをみたしている「インフォメーション・サービス，システム，インターネット検索エンジンまたはアクセス・ソフトウェア・プロバイダ」とされている。なお，この定義には「テーマパークまたは複合娯楽施設を所有・運営する企業」が運営しているものは含まれない（§501.2041（1）（g））

次に本法は，ソーシャルメディア・プラットフォームに対し，「ソーシャルメディア・プラットフォームにより候補者であると知られている候補者を，資格取得日から選挙日または候補者でなくなる日までの間，故意にデプラットフォームしてはならない」と定めている（§106.072（2））。ここでいう「デプラットフォーム」とは，「ソーシャルメディア・プラットフォームがユーザーを永久的に削除もしくは禁止する，または 14 日以上にわたりユーザーをソーシャルメディア・プラットフォームから一時的に削除もしくは禁止する行為または慣行を意味する」（§501.2041（1）（c））とされており，ソーシャルメディア・プラットフォームがこの規定に違反するとフロリダ州選挙管理委員会が認定した場合，各種の救済措置に加えて，ソーシャルメディア・プラットフォームに対して，「州全体の役職の候補者の場合は 1 日あたり 25 万ドル，その他の役職の候補者の場合は 1 日あたり 2 万 5 千ドル」の罰金を科すことができるとされている（§106.072（3））。

次に同法は，ソーシャルメディア・プラットフォームに対して，候補者が投稿したコンテンツ等について，「資格取得日から選挙日または候補者でなくなる日までの間，事後的優先順位付け（post-prioritization）またはシャドウバンニングのアルゴリズムを適用または使用してはならない」としている（§501.2041（2）（h））。ここでいう「事後的優先順位付け」とは，ソーシャルメディア・プラットフォームが行う「ニュースフィード，フィード，ビュー，検索結果において，特定のコンテンツや素材を他のものよりも前に，下位に，または大なり小なり目立つ位置に配置したり，特集したり，優先的に表示したりする行為」のことを指している（同（1）（e））。また「シャドーバン（Shadow ban）」は，「自然人による判断かアルゴリズムによる判断かを問わず，あらゆる手段を用いて，ユーザーまたはユーザーが投稿したコンテンツもしくはマテリアルの，ソーシャルメディア・プラットフォーム上の他のユーザーへの公表を制限または排除する行為」のことを指す（同（f））。

また同法は，ソーシャルメディア・プラットフォームが，「ジャーナリズム企業の出版物または放送の内容に基づき，検閲，デプラットフォーム，またはシャドーバン行為を行ってはならない」と規定している（同（2）（j））。ここでいう「ジャーナリズム企業（Journalistic enterprise）」とは，「10万ワード以上の記事をオンラインで公開し，5万人以上の有料購読者または10万人以上の月間アクティブユーザーがいる」，「少なくとも年間1億人の視聴者を対象に，オンライン利用可能な100時間分のオーディオまたはビデオを公開している」，「10万人以上のケーブルテレビ加入者に週40時間以上のコンテンツを提供するケーブルチャンネルを運営している」，または「連邦通信委員会が発行した放送免許に基づいて運営されている」フロリダ州内で事業を行っている企業を指している（同（1）（d））。そのうえここでいう「検閲（Censor）」には，ソーシャルメディア・プラットフォームが行う「ユーザーが投稿したコンテンツまたはマテリアルの削除，規制，制限，編集，変更，公開または再公開の抑止，投稿する権利の停止，除去もしくは添付の投稿」といった行為に加え，「ユーザーがソーシャルメディア・プラットフォーム上の他のユーザーから閲覧可能であること，または他のユーザーと交流する能力を抑止する行為」も含むとされる（同（b））。

これ以外にも，同法は，ソーシャルメディア・プラットフォームが，ユーザーに事後的優先順位付け及びシャドーバンからのオプトアウトの機会を提供したり（同（2）（f）），ユーザーに情報提供を行うことを求めている（同（d），（e），（g），（i），（3）（a）～（d））。加えて，本法は，ソーシャルメディア・プラットフォームに「検閲，デプラットフォーム，シャドーバンの方法を決定するために使用している，または使用したことのある詳細な定義を含む基準」について公開を要求し（同（2）（a）），さらに「ユーザールール，規約，及び契約の変更について，変更を実施する前に各ユーザーに通知」することを求めたうえ，「30日に1回を超えて変更すること」を禁じている（同（c））。

なお対象となる「ユーザー」は「ソーシャルメディア・プラットフォームにコンテンツまたはマテリアルを投稿しているもしくはしたことがあるかどうかに関わらず，本州に居住または定住しており，ソーシャルメディアプラットフォームにアカウントを持つ人」と定められている（同（1）（h））。

### （2）原告側の主張

上記のような同法に対して，インターネット業界団体であるNetChoiceとComputer and Communications Industry Associationらが原告となり，州司法長官らを相手取り，フロリダ北部地区連邦地方裁判所に提訴した。原告は，主として5つの主張をしている。まず第一に，同法がプロバイダの編集判断に干渉しており，修正1条の言論の自由条項に違反するというものである。次に，本法の規定が曖昧であり，修正14条に違反しているとする。第三に，本法は大規模なテーマパークなどの所有権を有するプロバイダとそうでないプロバイダを区別しており，修正14条の平等保護条項に違反すると主張する。第4に，本法は「休眠通商条項（Dormant Commerce Clause）」にも反する，とする。そして第5に，本法は，合衆国法典第47編第230条（c）（2）（A）及び（e）（3）が，双方向コンピュータ・サービスに対して，善意でとった特定のマテリアルへのアクセス制限のための行動は免責されるとしているため，本法は専占（preempt）されているという主張であった。そのうえで，原告は以上を理由に，裁判所に仮（予備的）差止命令（a preliminary injunction）を求めたのである[28]。

### （3）要旨

ロバート・ヒンクル連邦地裁判事は，まず冒頭，「本命令は，専占されている部分や修

正１条に違反する部分の施行を予備的に差し止めるものである」と述べる。仮差止命令の必要条件は，①本案で勝訴する（success on the merits）可能性が高いこと，②原告に対する回復不能な損害があること，③原告の損害と差止命令による被告の損害を上回ること，④命令が公共の利益に反しないことを立証することであり，そこで本件でも本案に関する検討が行われた[29]。

### 1．連邦法との関係

まず最初に，連邦法との関係である。ここでいう連邦法とは，通信品位法 230 条を指している。同法は，「インタラクティブ・コンピュータ・サービスのプロバイダおよびユーザー」は，「当該マテリアルが憲法上保護されているか否かを問わず，プロバイダまたはユーザーが，わいせつ，みだら，好色的，下品，過度に暴力的，嫌がらせ，その他不快であると判断したマテリアルへのアクセスまたはその利用を制限するために善意で自主的に行った行為」によって「責任を問われることはない」と定めている（47 U. S. C.§230（c）(2)）。そのうえで，「本条のいかなる規定も，本条と整合性のある州法を州が施行することを妨げるものではない。本条と矛盾する州法または現地法の下では，いかなる訴因も提起されず，いかなる責任も課されない」と定める（同（e）（3））。

フロリダ州法 §106.072（2）は，ソーシャルメディア・プラットフォームが，政治候補者をデプラットフォームする行為を禁じ，違反に対して，多額の罰金を科している。こうしたアクセス制限は，47 U. S. C.§230（c）（2）でいうところの，不快と判断したマテリアルを制限することに当たり，これが「善意」で行われた場合，フロリダ州の当該規定は，47 U. S. C.§230（e）（3）により，「専占」されることになる。そしてここでいう「善意」は州法ではなく連邦法によって決定され，候補者ではない個人に適用されるような「一般的に適用可能な基準」に沿って候補者をプラットフォームから除去することは，「善意の要件を容易に満たす」と考えられる。さらに「実際，基準の誤った適用であっても，善意に基づいて行われる場合がある」。そして，連邦法は，「コンテンツに対するアクセスの排除または制限するその他の決定に対して責任を課す」ことを目的としたフロリダ州法 §501.2041 の一部についてもまた専占すると考えられる[30]。

### 2．修正１条との関係

第二に，当該フロリダ州法が修正１条に違反する可能性があるかどうかについて検討がなされた。ここでまず裁判所は，ソーシャルメディア・プラットフォームによるコンテンツ・モデレーション（またはキュレーション）について，それが行われないと「ソーシャルメディアサイトはすぐにほとんどのユーザーに受け入れられなくなり，実際に役に立たないものとなってしまう」ことを指摘する[31]。そして，こうしたモデレーションの決定を行う際には，伝統的なメディア企業が行ってきたのと同様に，「編集上の判断（editorial judgment）」を行うという原告の主張や立法記録を参照する。

そのうえで，ソーシャルメディアが伝統的な修正１条法理においてどのような地位を占めるかは定かではないとしつつ，以下の３つの点は明白であると指摘する。❶まず，州は修正１条側に立脚していると主張しているが，「この主張は，受容されている憲法原則とはまったくもって対立するものである」とする。なぜなら，「修正１条は，伝統的で独占的な公的機能を果たしていない民間団体の権利を制限するものではない」ためである[32]。❷次に，修正１条は，伝統的なコミュニケーション形態のみならず，インターネット上の言論にも適用されるものである[33]。❸そして，三点目は，「1つまたは少数の強力な団体がアイデアの市場の独占権を獲得し，候補者またはその他の個人が公共の関心事についてコミュニケーションを行う手段を減少させたとしても，言論を規制する州の権限は増加して

いない」というものである[34]。ちょうどフロリダ州は，50年ほど前にMiami Herald Publishing Co. v. Tornillo[35]で現在と類似の市場支配に関する主張をしていた。しかし裁判所はこの主張に対し，法的にも事実的にも誤っていると指摘する。なぜなら「大手ソーシャルメディア・プロバイダの市場支配力の集中は，支配的な修正1条の原則を変えるものではない」し，「大手プロバイダの独占的な行為がどうであれ，インターネットは，個人が自分の見解を発表したり，候補者が有権者と直接コミュニケーションをとる大きな機会を，インターネットが登場する以前よりも提供している」ためである[36]。

そのうえで，裁判所は，ソーシャルメディア・プラットフォームに関して「あまり明確に決着がついていない問題」として，ソーシャルメディア・プラットフォームが他の言論者と同様に扱われるべきか，コモンキャリアとして扱われるべきかを挙げ，「真実はその中間にある」と指摘する[37]。その理由として，裁判所は3つの連邦最高裁判決を参照する。ひとつは，先ほど挙げたTornillo判決である。この事件は，候補者に対してフロリダ州の新聞社に対する反論権を行使することを認める法律を違憲としたものである。ここで裁判所は，新聞社とソーシャルメディアの違いに言及する。曰く「新聞はソーシャルメディア・プロバイダとは異なり，論説や編集者への投書を含むすべてのコンテンツを作成または選別する」ものであり，「内容や見解など，実質的かつ裁量的な審査を経ずに紙面に掲載されることはなく，新聞はプロバイダにとって見えない媒体（a medium invisible to the provider）ではない」という。他方で，ソーシャルメディアは，「日常的にアルゴリズムを使用してすべてのコンテンツから，許容できないマテリアルをふるいにかけるが，通常，見解についてはそれを行わない」し，さらに「圧倒的多数のマテリアルは，アルゴリズム以外の方法で審査され」ず，「ソーシャルメディアサイトに掲載されるコンテンツの99％以上は，それ以上審査されることはない」。そのため，「サイト上のコンテンツは，その範囲で，プロバイダからは見えない（invisible to the provider）のである」[38]。次にあげるHurley v. Irish-American Gay, Lesbian and Bisexual Group of Boston[39]についても，パレードに参加した参加者は限られていたが，その全てが見解を含めてパレードを行う団体の裁量で承認されていたため，これも「プロバイダから見えないイベント（an invisible-to-the-provider event）ではなかった」とする[40]。そして3つ目の事例で，州による公益事業会社に対して彼らの賛同しない見解が記載されたニュースレターの同封指示を違憲としたPacific Gas & Electric Co. v. Public Utilities Commission of California[41]についてもまた，「プロバイダから見えないフォーラム（an invisible-to-the-provider forum）ではなかった」としている[42]。

このようにソーシャルメディア・プラットフォームは，新聞等と同じように編集上の判断を使用しておらず，ソーシャルメディアに掲載されている「コンテンツは，大部分において，プロバイダから見えない」という点を，裁判所は強調している。しかしながら，他方で今回のフロリダ州法は，「主としてイデオロギーに敏感なケースに関係」しており，こうしたケースでは日常的なモデレーションとは違い，「プラットフォームが編集上の判断を下す可能性が最も高いケース」であるため，「実際に問題となっている法律の対象は，編集上の判断そのもの」であるとする。そして，州が発表したソーシャルメディアのイデオロギーを抑制し議論のバランスをとるという州の目的は，上記3つの判例で違憲とされた類の行為であると指摘する[43]。また州側が依拠する2つの先例[44]について，それらの事例で問題となった州の行為と異なり，当該フロリダ州法は，「ソーシャルメディア・プラットフォームが一部のユーザーの投稿に独自のステートメントを付加することを明確に禁止」しており，「例えばプラットフォームが自社サイト上でどのように言論を配列するかについて指示するなど，その他の点でプラットフォームに自らの言論を変更することを強制している」もので，2つの事例の場合よりも「プラットフォーム自身の言論に対する

負担がはるかに大きい」とした[45]。

最終的にソーシャルメディアは，新聞その他伝統メディアと区別できないとは言えないものの，言論ではなく行為のみに従事しているとも言えないため，問題となっている州法が，修正１条の審査の対象となると判断している[46]。

### 3．修正１条の厳格審査及び中間審査について

こうして当該州法が，修正１条の審査対象となると判断したうえで，裁判所は問題となっている州法の §106.072 や §501.2041（2）（h），§501.2041（2）（j）といった規定は，コンテンツ・ベースの規制であることを指摘する[47]。さらに原告により，州法の実際の動機が，ソーシャルメディアがリベラルな見解を有すると理解されていることへの敵意にあることが示されている他，ソーシャルメディアの州法上の定義が，大企業にのみ限定されており，こうした発言者間の差別は，しばしばコンテンツ差別を意味すると指摘する[48]。さらに「ジャーナリズム企業」の州法上の優遇的な取り扱いや，大規模テーマパークの所有権を有するソーシャルメディア・プラットフォームの除外についても同様の問題があることを示唆している[49]。

このため当該州法は，言論の制限がやむにやまれぬ利益を促進し，その手段が利益達成のために綿密に適合した（narrowly tailored）ものでなければならないという厳格審査に合格する必要が生じる。しかし，当該州法が厳格審査に耐えることは「明らかに不可能である」とされた。なぜなら，「競争環境の平準化（leveling the playing field）」は正統な州の利益ではなく，またその手段は，「豚を焼くために家を燃やすような実例である（an instance of burning the house to roast a pig）」と言えるからである[50]。こうして原告は本案における勝訴可能性という要件をクリアできると判断された。

なお，裁判所は，いちおう当該州法が中間審査の対象となった場合も検討しているが，結果は変わらないと断じている。特に，当該州法におけるいくつかの情報開示の規定について，「政府利益の達成のためではなく，ソーシャルメディア・プラットフォームに最大限の負担を課すために設計されているように見受けられる」と指摘されている[51]。さらに，本命令においては，「曖昧さが仮差止の独立した根拠となるか否かを判断する必要はなく，また判断するものでもない」としたうえで，その他の仮差止命令の必要条件について，原告は容易に満たしていると判断している[52]。

### 4．結論

裁判所は，以上の理由（当該州法が修正１条の厳格審査の対象となり，それをパスすることができず，また一部が連邦法に専占されている）から，原告の仮差止命令の申立てを認め，被告に対して，「別段の命令があるまで，フロリダ州法 §106.072 または §501.2041 を執行するための措置を講じてはならない」と命じている[53]。

## Ⅳ．若干の考察―営利性，不透明性，市場支配力

最後に，上記の仮差止命令について，筆者のこれまでの見解も交えて若干の考察を行っておきたい。総じて本命令の内容は，州法の出自（保守派によるソーシャルメディア・プラットフォームに対する不当な敵視）も相まって，結論としては妥当なもののように見受けられる。ただし，ソーシャルメディア・プラットフォームによる「デプラットフォーム」やアルゴリズムによる優先順位付けの操作等も含む広い意味でのコンテンツ・モデレーションを，修正１条がどのように位置づけ，保護するかという点でいくつか注目すべきところがある。

第一に，裁判所は，ソーシャルメディア・プラットフォームのコンテンツ・モデレーション行為が，表現の自由として保護されるものであることを認めた点である。これはある意味で当然と言えば当然の結論と考えられるが，しかしながらなぜコンテンツ・モデレーションをプラットフォームが行っているかを踏まえると自明ではないかもしれない。周知の通り，ソーシャルメディア・プラットフォームは，広告収入をベースとしており，より多くのページビューやクリック数等を稼ぐため，アルゴリズムを通じて個々のユーザーに最適化されたコンテンツを優先して表示する（問題となった州法でいう「事後的優先順位付け」に該当）ものである。またポリシー違反コンテンツに対するコンテンツ・モデレーションもまた，「Facebook の製品（the product of Facebook）」[54] であると理解されているように，ユーザーが安心して居心地よくより長く留まれる場を構築するという意味合いも見出せる[55]。総じてプラットフォームによるモデレーション行為は，結果として得られる利用者側の利益を脇に置くとすると，表現の自由の利益に加えて，ユーザーの「粘着性」（後述）を高めることを目的とした営利的側面の強さを否定しえない。なお，本件で争われた州法の規制対象である「ソーシャルメディア・プラットフォーム」の定義には検索エンジンもあてはまるが，この点，ドイツにおいて忘れられる権利に対する検索エンジンの対抗利益は，通常裁判所において「具体的には，事業者にとって効果の高い検索エンジンの運営は利用者獲得という営業上の利益のためである」とされ，「それを利用者の側からみると情報検索のメリットになる」と説明されているという[56]。他方で日本においては，最高裁が検索エンジン事業者につき，「この情報の収集，整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの，同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから，検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」として明らかに（間接的ではあるが）表現の自由との結びつきを匂わせるものとなっている[57]。

第一の点に関連して，第二に，裁判所がソーシャルメディア・プラットフォームの日常的なコンテンツ・モデレーションについて，新聞その他の伝統的メディアが行ってきた編集上の判断とは異なる性質を持ち，修正１条上も区別されうる可能性に言及した点である。裁判所は，その異なるポイントとしてコンテンツが「プロバイダから見えない」点を挙げている。詳細な意味合いについては明らかでない部分も多いが，これはおそらくコンテンツ・モデレーションの多くが自動的に行われているという点を踏まえて，（説明可能性という観点から）そのプロセスの「不透明さ」を指摘したものと捉えることもできよう。もっともこの点，ケイト・クロニックは，本件命令と同じく Tornillo 判決における「新聞編集者」とプラットフォームを比較し，次のように指摘する[58]。

> 編集デスクが報道やジャーナリスティックな報道範囲を求めるのとは異なり，プラットフォームは，特定の種類のコンテンツを積極的に求めることはない。代わりに，ユーザーは当該サイトを利用し自主的にコンテンツを投稿したり共有したりしている。また，コンテンツの真偽や，報道の公正か不公正かの判断にも，（今のところ）プラットフォームは重要な役割を果たしていない。

まさにプラットフォーム上に流通するコンテンツは，ニュース編集室からの生成物というよりも，工場で機械的に生産される「製品」に近いと言える。クロニックは，「放送局」や「ステイト・アクター」といった既存の修正１条法理の分類とも比較したうえで，プラットフォームを修正１条上，「新たな統治者」と位置付けている[59]。

第三に，巨大プラットフォームによる市場支配力は，少なくともアメリカの修正１条法理については何ら影響力を与えず，またそうした市場支配力に基づく表現環境の調整は規制理由として認められ難いという点である。第一の観点とも関連するが，近時プラットフォームをめぐっては，情報資本主義の台頭[60]と，「アテンション・エコノミー」と呼ばれるビジネスモデルの影響が懸念される。確かにインターネット普及以前に比べ，一般市

民の表現機会がはるかに増大したことは紛れもない事実である。しかしながら，いまやジャーナリスティックなニュースも，多くの人が市場を支配する一部のソーシャルメディア・プラットフォーム上で摂取をしている。そこでは，ユーザーの「関心（アテンション）」を引きつけ，「粘着性」を高めるために，プラットフォームはユーザーのデータを広く収集・集積し，ユーザーの関心を引くためのアルゴリズムに活用している[61]。こうしたアルゴリズムの実装も含め，私たちが普段利用するソーシャルメディアは，事業者により高度に「デザイン」されているために，多様な情報を幅広く摂取して私たちの熟議を深めるはずの思想の自由市場は，機能不全に陥り[62]，私たち「個人」自身の限定合理性も相まって，「情報の偏食」を加速させている[63]。これは，表現の自由の保障背景にある民主政の維持・発展という価値の実現という点とも密接にかかわっている。こうした市場を独占支配したプラットフォームによる自社の場を設計・管理・運営する力が，憲法上の表現の自由により極めて強力に保護される場合，私たち市民が政府を通じてその力をコントロールすることが困難となる。本件で問題となった政治候補者のデプラットフォームの禁止のような規制は論外としても，例えば，プラットフォームのコンテンツ・モデレーションのプロセスの不透明さはたびたび指摘される[64]ところであり，そうした透明性の解消やユーザーへの説明責任の担保を政府が法律に基づいて事業者に課すことすら「表現の自由」の名のもとに否定されてしまえば，プラットフォーム側の自主性に委ねるほかなくなってしまう。果たして，アテンション・エコノミーの論理に浸っているソーシャルメディア・プラットフォームを私たちはどこまで信頼すべきだろうか。今後必要となるのは，上記三点を踏まえたプラットフォーム時代における「表現の自由」論それ自体の見直しなのかもしれない。

なお本件において行われた本案に関する判断は，あくまで仮差止命令のための現時点における事実関係に基づいた記述として理解される必要があることには留意されたい。また本件命令より少し遅れて，テキサス州でも同様の法律が制定された[65]。それを受けて本件の原告らはテキサス州法に対しても仮差止命令の申立てを行い，連邦地裁は本件命令同様に，修正１条の厳格審査および中間審査をパスしえないとしてその申立てを認めている[66]。こうした数々の立法などについては，「（仲介者がコモンキャリアとして行動するよう動機づけ）仲介者がコンテンツをモデレートする方法を損ない，有害なコンテンツの効率的なモデレートを妨げ，また，より保護された言論を萎縮させる可能性がある」と指摘されるところである[67]。加えて本件フロリダ州法に対する命令は，すでに上訴されており，控訴審での判断も待たれるところであり[68]，さらに先述したようにソーシャルメディアのアカウントを凍結されているトランプ前大統領が，修正１条違反を理由に，ソーシャルメディア・プラットフォーム数社をフロリダ連邦地裁に提訴したことが報じられている[69]。これらについての検討は，改めて後日に別稿にて行いたいと思う。

## ●注

1　137 S. Ct. 1730, 1737（2017）.

2　この点については，曽我部真裕「『発信者情報開示の在り方に関する研究会』と今後の課題」LIBRA21 巻 7-8 号（2021 年）2 頁以下を参照。

3　Will Oremus, Tech giants banned Trump. But did they censor him?, The Washington Post（Jan. 7, 2022）, at https://www.washingtonpost.com/technology/2022/01/07/trump-facebook-ban-censorship/（最終アクセス日 2022 年 2 月 10 日　以下の URL はすべて同じ）。

4　これについては，拙稿「Facebook『最高裁』の可能性：オンライン言論空間の憲法的ガバナンスに向けて」情報法制研究 10 号（2021 年）79 頁以下を参照。

5　NOAM COHEN「政治的対立を生む Google 検索，そのアルゴリズムが抱える根深い問題」WIRED（2019 年 3 月 19 日），at https://wired.jp/2019/03/19/google-algorithm-conservatives-biased/.

6　Mathew Ingram, The myth of social media anti-conservative bias refuses to die, Columbia Journalism Re-

view（Aug. 8, 2019), at https://www.cjr.org/the_media_today/platform-bias.php.

7 Exec. Order No. 13925, 85 Fed. Reg. 34,079（May 28, 2020） 平地秀哉「オンライン・プラットフォーム免責規定の見直しを命ずるトランプ大統領の行政命令」ジュリスト 1550 号（2020 年）96 頁以下も参照。これに加えて，連邦司法省は，通信品位法 230 条に関する報告書を提出している（U. S. Department of Justice, Section 230―Nurturing Innovation or Fostering Unaccountability? Key Takeaways and Recommendations, June 2020, at https://www.justice.gov/file/1286331/download)。同報告書については，中川かおり「【アメリカ】1996 年通信品位法第 230 条に関する司法省報告書」外国の立法 285 巻 2 号（2020 年）14-15 頁を参照。

8 佐藤由紀子「Twitter，トランプ米大統領のツイートに初めて信頼性関連のラベル追加」ITmediaNews（2020 年 5 月 27 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2005/27/news068.html.

9 ジェフ・コセフ（長島光一監修，小田嶋由美子訳）『ネット企業はなぜ免責されるのか　言論の自由と通信品位法 230 条』（みすず書房，2021 年）318 頁。

10 中川かおり「短信　【アメリカ】1996 年通信品位法第 230 条をめぐる政府の主な動き」外国の立法 285 巻 2 号（2020 年）33 頁。

11 「焦点：SNS 標的の米大統領令，「実効性なし」の指摘も」ロイター（2020 年 5 月 29 日）at https://jp.reuters.com/article/us-sns-analysis-idJPKBN23506W

12 Michael Cheah, Section 230 and the Twitter Presidency, 115 Nw. U. L. Rev. Online 192, 222（2020).

13 Ctr. for Democracy & Tech. v. Trump, 507 F. Supp. 3 d 213, 217（2020).

14 Exec. Order No. 14,029, 86 Fed. Reg. 27,025（May 14, 2021).

15 本事件については，拙稿「米大統領のアカウント凍結から　プラットフォームのあり方を探る」Journalism371 号（2021 年）54-61 頁を参照。

16 at https://twitter.com/REALDonaldTrump. 2022 年 2 月 9 日現在，アカウント凍結中。

17 Taylor Hatmaker「Twitter がトランプ大統領が支持者の群衆に『we love you』と書いた動画投稿にポップアップ警告を追加」Techcrunch（2021 年 1 月 7 日）at https://jp.techcrunch.com/2021/01/07/2021-01-06-twitter-pop-up-trump-video-capitol-rally/.

18 Taylor Hatmaker「Twitter がトランプ大統領のアカウントを永久停止（米議会議事堂暴動から追放までの経緯まとめ）」Techcrunch（2021 年 1 月 9 日）at https://jp.techcrunch.com/2021/01/09/2021-01-08-trump-banned-from-twitter/.

19 Twitter Help Center, Glorification of violence policy, March 2019 at https://help.twitter.com/en/rules-and-policies/glorification-of-violence.

20 Twitter Inc., Permanent suspension of @realDonaldTrump, Jan. 8, 2021, at https://blog.twitter.com/en_us/topics/company/2020/suspension.

21 佐藤由紀子「トランプ大統領の Facebook ページと Instagram アカウントも停止に」ITmediaNews（2021 年 1 月 8 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/08/news048.html.; なお，トランプ大統領の Facebook 等のアカウント停止については，Facebook 監督委員会にて審査が行われ，Facebook の決定が支持されたものの，不確定な無期限停止については不適切であると判断され，Facebook 側にペナルティを再検討するよう提言が出された（See, Oversight Board, FB-691QAMHJ: Case decision 2021-001-FB-FBR（May. 5, 2021)，at https://oversightboard.com/decision/FB-691QAMHJ/)。これを受けて Facebook は，トランプ大統領のアカウント停止期間を 2 年に修正し，新たなペナルティのプロトコルを公表している（See, Nick Clegg, In Response to Oversight Board, Trump Suspended for Two Years; Will Only Be Reinstated if Conditions Permit（Jun. 4, 2021), at https://about.fb.com/news/2021/06/facebook-response-to-oversight-board-recommendations-trump/)。

22 Vipal Monga, Shopify Takes Trump Organization and Campaign Stores Offline, The Wall Street Journal（Jan. 7, 2021), at https://www.wsj.com/articles/shopify-takes-trumpstore-com-offline-in-response-to-riot-11610035673.

23 佐藤由紀子「AWS，トランプ支持者の SNS『Parler』へのサービスを 1 月 10 日に停止」ITmediaNews（2021 年 1 月 10 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/10/news029.html.

24 例えば，政治ニュースサイト POLITICO は，同法を「1 月 6 日の連邦議会議事堂での暴動を受け，ドナルド・トランプ前大統領に対するオンライン・プラットフォームによる検閲と理解された行為に対抗する手段として保守派が注目していたもの」と指摘している。Benjamin Din, Federal judge blocks Florida's social media law, Politico（Jun. 30, 2021), at https://www.politico.com/news/2021/06/30/judge-block-florida-social-media-law-497442.

25 2021 U. S. Dist. LEXIS 121951（Jun 30, 2021).

26 See, Transparency in Technology Act, S. B. 7072, 2021 Leg.,（Fla. 2021).

27 以下のフロリダ州法 SB7072 に関する記述は次を参照。See, The Florida Senate Website, SB 7072：Social Media Platforms, at https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2021/7072.

28 2021 U. S. Dist. LEXIS 121951, at 5-6.

29 Id, at 4-7. この点については，吉垣実「アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続(1)わが国の仮処分命令手続への示唆」愛知大学法学部法経論集 201 巻（2014 年）41 頁も参照。

30 Id, at 19-20.

31 Id, at 21.

32 Id, at 21-22.

33 Id, at 22.

34 Id.

35　418 U. S. 241（1974）
36　2021 U. S. Dist. LEXIS 121951, at 23.
37　Id.
38　Id, at 24-25.
39　515 U. S. 557（1995）.
40　2021 U. S. Dist. LEXIS 121951, at 25.
41　475 U. S. 1（1986）.
42　2021 U. S. Dist. LEXIS 121951, at 25-26.
43　Id, at 26-27.
44　Rumsfeld v. FAIR, 547 U. S. 47（2006）; PruneYard Shopping Center v. Robins, 447 U. S. 74（1980）.
45　2021 U. S. Dist. LEXIS 121951, at 28.
46　Id, at 28-29.
47　Id, at 29-30.
48　Id, at 30-31.
49　Id, at 31-32.
50　Id, at 33.
51　Id, at 33-34.
52　Id, at 35.
53　Id, at 36-37.
54　Kate Klonick, The Facebook Oversight Board: Creating an Independent Institution to Adjudicate Online Free Expression, 129 YALE L. J. 2418, 2441（2020）.
55　拙稿「オンライン・プラットフォームの統治論を目指して：デジタル表現環境における『新たな統治者』の登場」判例時報 2487 号（2021 年）114-115 頁。
56　鈴木秀美「『忘れられる権利』と表現の自由：ドイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりに」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 66 巻（2016 年）27 頁。これに加えて，鈴木秀美「「忘れられる権利」と表現の自由・再論：ドイツ連邦憲法裁判所の 2 つの決定を手がかりに」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 70 巻（2020 年）13-15 頁も参照。
57　最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 巻 1 号 63 頁。なお Twitter については，東京高判令和 2 年 6 月 29 日判時 2462 号 14 頁も参照。加えて，拙稿「『国民の知る権利』の複線――ビッグデータ・AI 時代に表面化する二つの『知る権利』」情報法制研究 6 巻（2019 年）57 頁以下も参照。
58　Kate Klonick, The New Governors: The People, Rules, and Processes Governing Online Speech, 131 HARV. L. REV. 1598, 1660（2018）.
59　Id, at 1669
60　拙稿「思想の自由『市場』と国家：表現の自由の『環境』構築を考える」法律時報 92 巻 9 号（2020 年）30-37 頁を参照。
61　例えば，マシュー・ハインドマン（山形浩生訳）『デジタルエコノミーの罠　なぜ不平等が生まれ，メディアは衰亡するのか』（NTT 出版，2020 年）を参照。
62　例えば，曽我部真裕「グローバル化と表現の自由――参照店としての思想の自由市場論の限界」横大道聡他編『グローバル化のなかで考える憲法』（弘文堂，2021 年）214 頁以下を参照。
63　「情報の偏食」については，鳥海不二夫・山本龍彦「共同提言『健全な言論プラットフォームに向けて―デジタル・ダイエット宣言 ver.1.0』KGRI Working Papers No.2, 2022 年 1 月 at https://www.kgri.keio.ac.jp/docs/S2101202201.pdf を参照。
64　例えば，サンタクララ原則 2.0（Santa Clara Principles 2.0）at https://santaclaraprinciples.org/ を参照。
65　See H. B. 20, 87th Leg., 2d Special Sess.（Tex. 2021）.
66　NetChoice, LLC v. Paxton, 2021 U. S. Dist. LEXIS 233460
67　Michal Lavi, Targeting Exceptions, 32 Fordham Intell. Prop. Media & Ent. L. J. 65, 122（2021）.
68　See, Eric Goldman, Catching Up on the 11th Circuit Appeal in NetChoice v. Moody Over Florida's Social Media Censorship Law, TECH. & MKTG. L. BLOG（Dec. 30, 2021）, at https://blog.ericgoldman.org/archives/2021/12/catching-up-on-the-11th-circuit-appeal-in-netchoice-v-moody-over-floridas-social-media-censorship-law.htm.
69　大島隆・真海喬生「トランプ氏『アカウント停止は違憲』 FB などを提訴」朝日新聞デジタル，2021 年 7 月 8 日 at https://www.asahi.com/articles/ASP7822K9P77UHBI02M.html; *See also*, Erik Larson, *Trump Says Facebook Is Trying to Deny Him His 'Day in Court'*, Bloomberg, Oct 21, 2021, at https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-10-20/trump-says-facebook-afraid-of-desantis-law-in-suit-over-ban.

## ●引用参考文献

「焦点：SNS 標的の米大統領令，「実効性なし」の指摘も」ロイター（2020 年 5 月 29 日）at https://jp.reuters.com/article/us-sns-analysis-idJPKBN23506W
大島隆・真海喬生「トランプ氏『アカウント停止は違憲』 FB などを提訴」朝日新聞デジタル，2021 年 7 月 8 日 at https://www.asahi.com/articles/ASP7822K9P77UHBI02M.html.

佐藤由紀子「トランプ大統領の Facebook ページと Instagram アカウントも停止に」ITmediaNews（2021 年 1 月 8 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/08/news048.html.
佐藤由紀子「AWS，トランプ支持者の SNS『Parler』へのサービスを 1 月 10 日に停止」ITmediaNews（2021 年 1 月 10 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/10/news029.html.
佐藤由紀子「Twitter，トランプ米大統領のツイートに初めて信頼性関連のラベル追加」ITmediaNews（2020 年 5 月 27 日）at https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2005/27/news068.html.
ジェフ・コセフ（長島光一監修，小田嶋由美子訳）『ネット企業はなぜ免責されるのか　言論の自由と通信品位法 230 条』（みすず書房，2021 年）
鈴木秀美「『忘れられる権利』と表現の自由：ドイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりに」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 66 巻（2016 年）
鈴木秀美「「忘れられる権利」と表現の自由・再論：ドイツ連邦憲法裁判所の 2 つの決定を手がかりに」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 70 巻（2020 年）
曽我部真裕「『発信者情報開示の在り方に関する研究会』と今後の課題」LIBRA21 巻 7-8 号（2021 年）
曽我部真裕「グローバル化と表現の自由――参照店としての思想の自由市場論の限界」横大道聡他編『グローバル化のなかで考える憲法』（弘文堂，2021 年）
鳥海不二夫・山本龍彦「共同提言『健全な言論プラットフォームに向けて―デジタル・ダイエット宣言　ver.1.0』KGRI Working Papers No.2, 2022 年 1 月 at https://www.kgri.keio.ac.jp/docs/S2101202201.pdf.
中川かおり「【アメリカ】1996 年通信品位法第 230 条に関する司法省報告書」外国の立法 285 巻 2 号（2020 年）
中川かおり「短信　【アメリカ】1996 年通信品位法第 230 条をめぐる政府の主な動き」外国の立法 285 巻 2 号（2020 年）
平地秀哉「オンライン・プラットフォーム免責規定の見直しを命ずるトランプ大統領の行政命令」ジュリスト 1550 号（2020 年）
マシュー・ハインドマン（山形浩生訳）『デジタルエコノミーの罠　なぜ不平等が生まれ，メディアは衰亡するのか』（NTT 出版，2020 年）
吉垣実「アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続（1）わが国の仮処分命令手続への示唆」愛知大学法学部法経論集 201 巻（2014 年）
拙稿「『国民の知る権利』の複線――ビッグデータ・AI 時代に表面化する二つの『知る権利』」情報法制研究 6 巻（2019 年）
拙稿「思想の自由『市場』と国家：表現の自由の『環境』構築を考える」法律時報 92 巻 9 号（2020 年）
拙稿「米大統領のアカウント凍結から　プラットフォームのあり方を探る」Journalism371 号（2021 年）
拙稿「オンライン・プラットフォームの統治論を目指して：デジタル表現環境における『新たな統治者』の登場」判例時報 2487 号（2021 年）
拙稿「Facebook『最高裁』の可能性：オンライン言論空間の憲法的ガバナンスに向けて」情報法制研究 10 号（2021 年）
Benjamin Din, Federal judge blocks Florida's social media law, Politico（Jun. 30, 2021）, at https://www.politico.com/news/2021/06/30/judge-block-florida-social-media-law-497442.
Eric Goldman, Catching Up on the 11th Circuit Appeal in NetChoice v. Moody Over Florida's Social Media Censorship Law, TECH. & MKTG. L. BLOG（Dec. 30, 2021）, at https://blog.ericgoldman.org/archives/2021/12/catching-up-on-the-11th-circuit-appeal-in-netchoice-v-moody-over-floridas-social-media-censorship-law.htm.
Erik Larson, Trump Says Facebook Is Trying to Deny Him His 'Day in Court', Bloomberg, Oct 21, 2021, at https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-10-20/trump-says-facebook-afraid-of-desantis-law-in-suit-over-ban.
Kate Klonick, The Facebook Oversight Board: Creating an Independent Institution to Adjudicate Online Free Expression, 129 YALE L. J. 2418（2020）.
Kate Klonick, The New Governors: The People, Rules, and Processes Governing Online Speech, 131 HARV. L. REV. 1598（2018）.
Mathew Ingram, The myth of social media anti-conservative bias refuses to die, Columbia Journalism Review（Aug. 8, 2019）, at https://www.cjr.org/the_media_today/platform-bias.php.
Michael Cheah, Section 230 and the Twitter Presidency, 115 Nw. U. L. Rev. Online 192（2020）
Michal Lavi, Targeting Exceptions, 32 Fordham Intell. Prop. Media & Ent. L. J. 65（2021）.
Nick Clegg, In Response to Oversight Board, Trump Suspended for Two Years; Will Only Be Reinstated if Conditions Permit（Jun. 4, 2021）, at https://about.fb.com/news/2021/06/facebook-response-to-oversight-board-recommendations-trump/
NOAM COHEN「政治的対立を生む Google 検索，そのアルゴリズムが抱える根深い問題」WIRED（2019 年 3 月 19 日）, at https://wired.jp/2019/03/19/google-algorithm-conservatives-biased/.
Oversight Board, FB-691QAMHJ, Case decision 2021-001-FB-FBR（May. 5, 2021）, at https://oversightboard.com/decision/FB-691QAMHJ/.
Taylor Hatmaker「Twitter がトランプ大統領が支持者の群衆に『we love you』と書いた動画投稿にポップアップ警告を追加」Techcrunch（2021 年 1 月 7 日）at https://jp.techcrunch.com/2021/01/07/2021-01-06-twitter-pop-up-trump-video-capitol-rally/.
Taylor Hatmaker「Twitter がトランプ大統領のアカウントを永久停止（米議会議事堂暴動から追放までの経緯まとめ）」Techcrunch（2021 年 1 月 9 日）at https://jp.techcrunch.com/2021/01/09/2021-01-08-trump-banned-from-twitter/.

The Florida Senate Website, SB 7072: Social Media Platforms, at https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2021/7072.
Twitter Help Center, Glorification of violence policy, March 2019 at https://help.twitter.com/en/rules-and-policies/glorification-of-violence.
Twitter Inc., Permanent suspension of @realDonaldTrump, Jan. 8, 2021, at https://blog.twitter.com/en_us/topics/company/2020/suspension.
U. S. Department of Justice, Section 230 — Nurturing Innovation or Fostering Unaccountability? Key Takeaways and Recommendations, June 2020, at https://www.justice.gov/file/1286331/download.
Vipal Monga, Shopify Takes Trump Organization and Campaign Stores Offline, The Wall Street Journal (Jan. 7, 2021), at https://www.wsj.com/articles/shopify-takes-trumpstore-com-offline-in-response-to-riot-11610035673.
Will Oremus, Tech giants banned Trump. But did they censor him?, The Washington Post (Jan. 7, 2022) at https://www.washingtonpost.com/technology/2022/01/07/trump-facebook-ban-censorship/.

水谷瑛嗣郎（関西大学社会学部メディア専攻准教授）